

第2期 柴田町 子ども・子育て支援事業計画 概要版

令和2年度～6年度

《基本理念》

みんなで育てよう
きらりと光る しばたの子



令和2年3月
柴田町

1 計画策定にあたって

柴田町では、平成27年3月に「柴田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども子育て支援に関する事業を推進してきました。この度、前計画の取り組みを検証し、子どもの健全な育成と、子どもを産み育てやすい地域社会づくりを推進するため「第2期計画」を策定するものです。

◇ 子ども・子育て支援新制度の概要

新制度で市町村に実施が求められる取り組みは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

(1) 子ども・子育て支援給付

幼稚園や保育所へ個別に行われていた公的な給付制度が一本化されました。なお、「子育てのための施設等利用給付」は教育・保育の無償化に伴い新設された給付です。

子どものための教育・保育給付	
施設型給付費	対象事業：幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付費	対象事業：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	対象事業：認定こども園（国立・公立大学法人立）、（施設型給付を受けない）幼稚園、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付（従来どおり）	

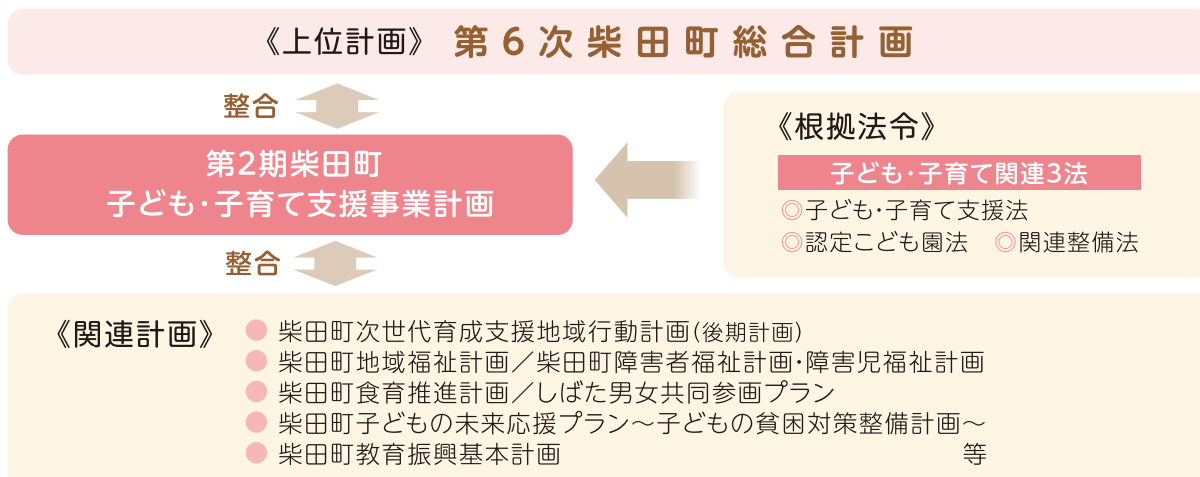
(2) 地域子ども・子育て支援事業

市町村は、地域の実情に応じた以下の事業を実施することとされています。

- | | | |
|--------------------------------------|---|---|
| ① 利用者支援事業 | ⋮ | ⑧ 一時預かり事業 |
| ② 地域子育て支援拠点事業 | ⋮ | ⑨ 延長保育事業 |
| ③ 妊婦健康診査 | ⋮ | ⑩ 病児保育事業 |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⋮ | ⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | ⋮ | ⑫ 実費徴収に係る補給給付を行う事業 |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⋮ | ⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※ |
| ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
（子育て援助活動支援事業） | ⋮ | ※前計画「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」から事業名変更 |

◇ 計画の性格と位置付け

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」の内容を併せ持った計画として策定します。また、総合計画やその他の関連計画等と整合性を持つものです。



◇ 計画の期間・対象

令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とし、柴田町子どもその家庭、地域、企業（事業所）、行政等、子どもと関わるすべての個人及び団体を計画の対象とします。なお、子どもの対象年齢は、児童福祉法に定める乳幼児期から概ね18歳未満とします。



◇ 計画の策定・推進体制及び点検・評価

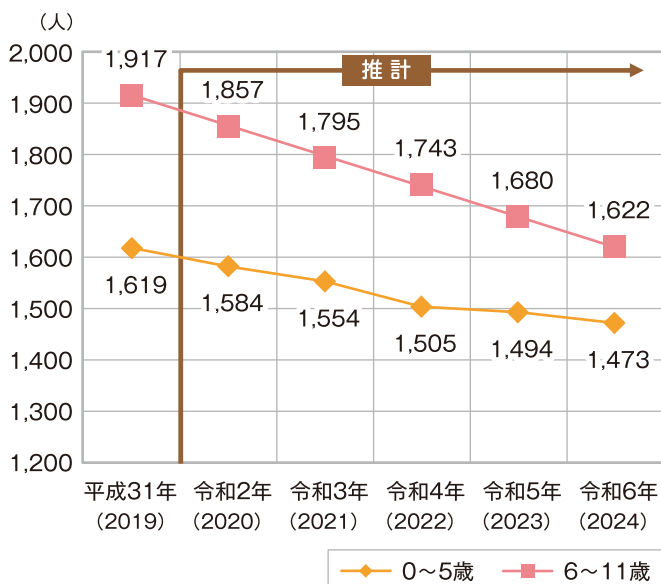
子ども・子育て支援法に定められている「柴田町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、施策推進について協議を行いました。

計画の推進にあたっては、施策・事業の実施状況や実績等について毎年点検・評価を行います。



◇ 児童数の今後の見通し

計画期間中の児童数の見通しは減少が見込まれています。



0～11歳の推計児童数

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出すると、計画期間において児童数の減少が予測されています。

注：平成31年人口は住民基本台帳（4月1日現在）

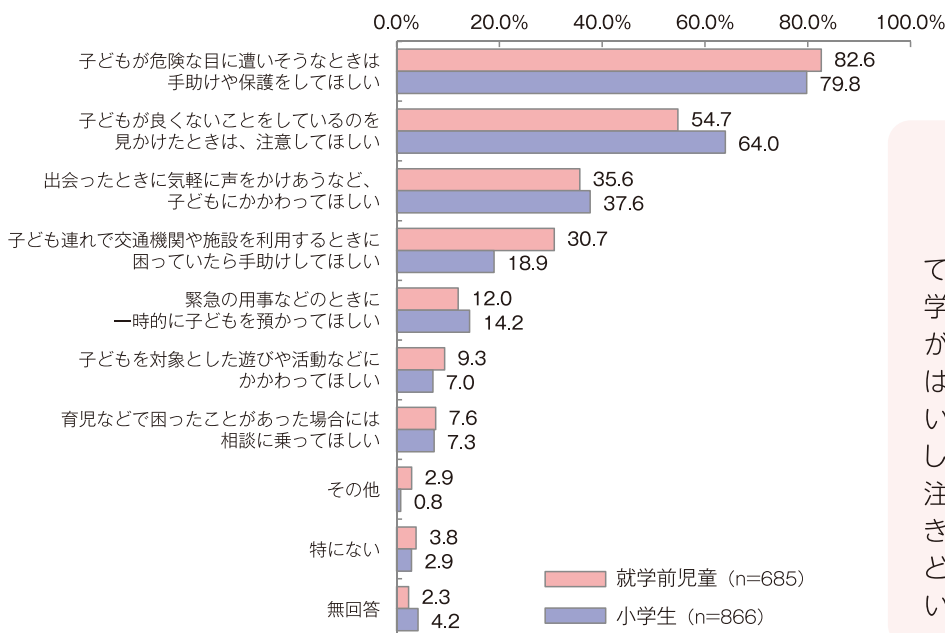
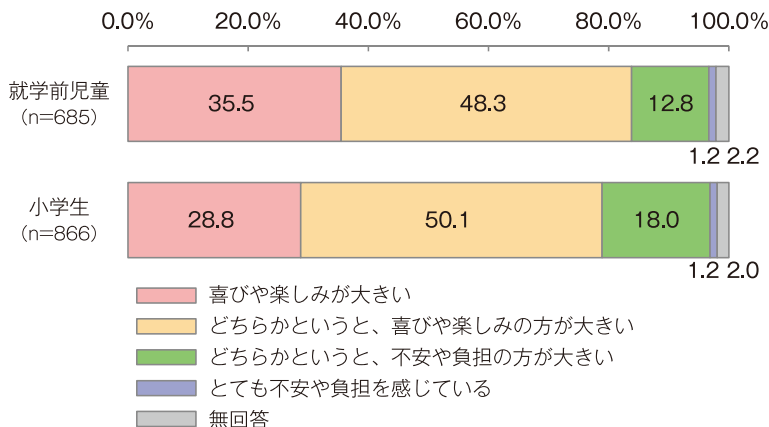


2 子ども・子育てを取り巻く環境と課題

計画の策定にあたり、町の子ども・子育てを取り巻く環境や、現在行われている事業の状況を再確認するとともに、保護者の意見や各種事業の潜在的なニーズ量を把握するためのニーズ調査、事業所へのヒアリング調査を行いました。

家庭での子育て

家庭での子育てについて就学前児童の保護者の14.0%、小学生の保護者の19.2%が、「どちらかという、不安や負担の方が大きい」、「とても不安や負担を感じている」と回答しています。



近所や地域に望むこと

近所や地域に望むこととして、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見つけたときは、注意してほしい」、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」を上位に挙げています。

◇ 子ども・子育て支援における課題

町の状況、ニーズ調査の結果等から、以下のような課題があると考えられます。

妊娠期からの切れ目のない支援	近年、妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が拡大し、虐待のリスクが高まっています。	⇒	妊産婦や子育て家庭に寄り添い、支える仕組みづくりが求められています。
子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	本町では、待機児童の発生が課題となっています。幼児教育の無償化に伴い保育需要の増加も想定されます。	⇒	将来的な児童数の推移を見据えながら、基盤整備・拡充を検討し、サービスの質の確保・向上を図る必要があります。
子どもの可能性を引き出す環境づくり	核家族化やコミュニティの希薄化といった環境の変化に伴い、家庭・地域の教育力低下が課題となっています。	⇒	家庭教育支援や居場所づくりを充実させ、子どもの生きる力や豊かな人間性を育む環境の整備が求められています。
地域の安全・安心の確保	アンケート調査では、安全・安心な環境を求める意向が高くなっています。	⇒	事故や犯罪などから子どもを守るために地域全体で見守り、連携が行える体制づくりが必要となります。
多様な働き方を選べる子育てしやすいまちへ	女性の就業率や共働き世帯の増加、ひとり親の増加など、暮らし方、子育ての仕方は多様化しています。	⇒	保護者のニーズを把握し、様々な選択肢から働き方や子育て支援を選べるまちづくりが求められています。

3 計画の基本的な考え方

本町の子ども・子育て支援における課題を整理し、子育て施策の一層の充実を図っていくため、基本理念は第1期計画を引き継ぎ、「子どもの育ち」、「親としての成長」、「地域社会で支える」という3つの視点に配慮した施策を展開していきます。

《基本理念》

みんなで育てよう きらりと光る しばたの子

視点① 子どもの育ちの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。生まれ育った環境によって左右されることなく、子どもの幸せや健やかな成長を促すとともに、豊かな人間性やコミュニケーション能力等を育む長期的な視野に立った取り組みを進めます。

視点② 親としての成長の視点

核家族化・世帯の細分化や地域の結びつきが希薄になってきている社会情勢の中で、子どもの成長にとって親の役割が大きいことを、親自らが認識し、子育てに喜び・生きがいを感じながら、親として成長することができるような環境づくりを進めます。

視点③ 地域社会で支える視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、社会全体が連携し子育てに協力することが必要です。子育て支援に携わる人材の育成や子育て支援のネットワークづくりを進めることで、地域社会全体で子育て家庭を支援する体制づくりを推進します。

4 施策の展開

子ども・子育て支援新制度に基づく施策を個別の事業として位置付け、各種事業と併せて子育て支援を推進します。

基本施策1 子どもや親の心身の健康づくり

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 出産や育児不安への相談体制の充実	● 子育て世代包括支援センター事業の推進 ● 子育て支援アプリ
2 健康診査・保健指導・医療体制等の充実	● 妊婦健康診査 ● 乳児健康診査

基本施策2 親と子どもの学び環境の充実

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 親になるための学習環境の整備	● 子育て ● 親育ち講座 ● イクメン講座
2 子どもの活動の場や機会の確保	● 放課後児童クラブ事業 ● 子どもの心のケアハウス事業
3 生きる力の養成と個性を大切に した教育の推進	● 心をはぐくむ教育活動 ● 子ども読書活動推進事業
4 健康教育・思春期保健の推進	● 食育推進計画の推進 ● 子どもとふれあい共に遊ぶ体験事業
5 青少年の健全育成	● ジュニア・リーダーの育成 ● 青少年のための柴田町民会議

基本施策3 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 男女共同参画社会の推進	● 男女共同参画社会の推進
2 子育ての経済的支援	● 子ども医療費助成事業 ● 幼児教育・保育の無償化
3 多様な子育て支援サービスの充実	● 延長保育事業 ● ファミリー・サポート・センター事業

基本施策4 地域全体での子育て支援の推進

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 地域活動の推進	● コミュニティ活動の推進 ● 柴田町子どもフェスティバル
2 地域における子育てネットワークづくり	● 子育て支援ネットワーク事業 ● 子ども食堂開設運営費補助
3 子どもを社会で育てる意識の醸成	● 広報紙の発行 ● ホームページの運営
4 子どもの安全の確保	● 交通安全推進事業 ● スクールガード事業

基本施策5 社会的な配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援

施策目標	主な事業（一部掲載）
1 障がい児等支援対策の推進	● 居宅介護（ホームヘルプ） ● 児童発達支援事業
2 ひとり親家庭等の自立支援	● 母子父子家庭への医療費助成 ● ひとり親家庭等日常生活支援事業
3 児童虐待の防止	● 要保護児童対策地域協議会 ● 子ども家庭総合支援拠点事業
4 子どもの貧困対策の推進	● 生活に困難をかかえる子どもの教育 ● 学習支援の充実 ● 生活に困難をかかえる家庭への経済的支援の充実

5 子ども・子育て支援法に定める事業計画

各年度における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（利用希望が発生すると想定される数）を算定し、「実施時期・確保方策」（いつ・どのくらい供給するか）を定めています。

◇ 教育・保育の需要量及び確保方策

計画期間の児童数の推移や幼稚園、保育所、地域型保育事業等の利用状況を踏まえ、利用ニーズに対応できるように保育所の年齢区分を柔軟に調整し、確保体制を整備します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定・2号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）					
①量の見込み（想定数）	494	470	433	424	412
1号認定	363	345	319	312	303
2号認定（教育希望）	131	125	114	112	109
②確保方策（供給数）	580	580	580	580	580
幼稚園	60	60	60	60	60
施設型給付を受けない幼稚園	520	520	520	520	520
過不足（②-①）	86	110	147	156	168

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2号認定(保育所・認定こども園)					
①量の見込み(想定数)	327	328	317	327	332
②確保方策(供給数)	313	313	313	313	313
保育所	308	308	308	308	308
認可外保育施設	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	△14	△15	△4	△14	△19
3号認定(0歳児)					
①量の見込み(想定数)	54	56	58	56	56
②確保方策(供給数)	54	54	54	54	54
保育所	33	33	33	33	33
地域型保育事業	19	19	19	19	19
認可外保育施設	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	0	△2	△4	△2	△2
3号認定(0歳児)					
①量の見込み(想定数)	220	229	240	234	235
②確保方策(供給数)	213	213	213	213	213
保育所	129	129	129	129	129
地域型保育事業	75	75	75	75	75
認可外保育施設	9	9	9	9	9
過不足(②-①)	△7	△16	△27	△21	△22

◇ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、以下のとおり事業ごとの量の見込みを算出し、確保内容とその実施時期を定めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業 各種事業の利用に必要な情報の提供、助言、地域関係機関との連絡調整を実施					
実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2
②地域子育て支援拠点事業 子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供					
利用の想定 (年間延べ人数)	16,776	16,620	16,596	16,332	16,032
実施か所数 (か所)	2	2	2	2	2
③妊婦健康診査 妊婦が定期的に行う健康診査費用を助成					
利用の想定 (人)	251	247	243	237	233
町の計画数 (人)	251	247	243	237	233
④乳児家庭全戸訪問事業 乳児のいる全家庭を訪問し健康・養育環境を確認し助言・情報提供を行う					
量の見込み (人)	255	251	247	243	237
町の計画数 (人)	255	251	247	243	237

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
⑤養育支援訪問事業 支援が必要な家庭を訪問し、指導・助言等を行い保護者の養育能力向上を支援						
量の見込み	(年間延べ人数)	28	28	27	27	26
町の計画数	(年間延べ人数)	28	28	27	27	26
⑥子育て短期支援事業 保護者が養育困難な時に、宿泊を伴う一時的な養育・保護を行う						
量の見込み	(年間延べ人数)	23	22	21	21	21
町の計画数	(年間延べ人数)	0	0	0	0	0
⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学後) 援助希望者と援助提供希望者の連絡・調整						
低学年の利用想定	(年間延べ人数)	27	26	26	25	24
高学年の利用想定	(年間延べ人数)	12	12	12	12	12
町の計画数	(年間延べ人数)	39	38	38	37	36
⑧一時預かり事業 冠婚葬祭、保護者の疾病や、育児疲れの解消等のための一時的な預かり						
幼稚園預かり (年間延べ利用数)	利用の想定	16,745	17,345	17,945	18,545	19,145
	町の計画数	17,750	18,250	18,750	19,250	19,750
幼稚園預かり以外 (年間延べ利用数)	利用の想定	4,500	4,415	4,278	4,246	4,186
	町の計画数	6,213	6,205	6,191	6,189	6,183
⑨延長保育事業 保育所利用者の通常の利用日及び利用時間以外の保育要望に対応						
利用の想定	(人)	335	329	319	318	314
町の計画数	(人)	335	329	319	318	314
⑩病児保育事業 病気や回復期の子どもを医療機関や保育所等で看護師等が一時的に預かる						
量の見込み	(年間延べ人数)	298	291	283	280	276
町の計画数	(年間延べ人数)	0	0	0	0	0
⑪放課後児童健全育成事業 保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後の遊びや生活の場を提供						
低学年の利用想定	(人)	267	255	260	247	241
高学年の利用想定	(人)	95	92	86	83	81
町の計画数	(人)	405	405	405	405	405
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 幼児教育・保育の無償化に伴う給付を実施						
利用の想定	(人)	80	80	80	80	80
町の計画数	(人)	80	80	80	80	80
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業※ 教育・保育需要に沿った事業提供体制の確保を図る						

※前計画「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」から事業名変更



**第2期柴田町
子ども・子育て
支援事業計画
概要版**

発行日：令和2年3月

発行：柴田町

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45

ホームページ www.town.shibata.miyagi.jp

編集：柴田町子ども家庭課(TEL 0224-55-2115)